

令和5年度第3回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年7月31日（月）午後2時開会
場 所：Web会議

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第12次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
○渡部 要一 北海道大学大学院工学研究院 教授
秋山 雅行 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
環境保全部長
石川 志保 酪農学園大学 農食環境学群 循環農学類 准教授
石塚 真由美 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
伊藤 真由美 北海道大学大学院工学研究院 教授
奥本 素子 北海道大学大学院教育推進機構 准教授
小幡 宣和 札幌学院大学法学部 准教授
片山 めぐみ 札幌市立大学デザイン学部 准教授
河合 久仁子 東海大学生物学部 教授
北岡 真吾 北海道大学サステイナビリティ推進機構 特任准教授
高橋 英明 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
環境保全部 専門研究員
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師
水島 未記 北海道博物館 自然研究グループ 学芸主幹
計 14名 ◎：会長、○：副会長

(2) 事務局

- | | |
|----------------------------|-------|
| 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 | 西村 一郎 |
| 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課長 | 坂田 一人 |
| 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係長 | 石田 陽子 |
| 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係 | 成田 浩之 |

(3) 事業者

・発寒清掃工場更新事業

(事業者) 札幌市環境局環境事業部

- | | |
|-------------|-------|
| 施設建設担当部長 | 丸岩 靖夫 |
| 施設建設担当課長 | 早川 正志 |
| 施設管理課施設管理担当 | 富樫 理人 |
| 施設管理課施設管理担当 | 工藤 雅大 |

(環境影響評価の委託を受けた者) エヌエス環境株式会社 札幌支社 2名

2 報道機関・傍聴者

なし

1. 開 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第3回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

今回も、前回までと同様にオンライン形式で開催させていただいております。

また、札幌市情報公開条例の規定に基づき、本会議は傍聴希望者向けにYouTubeにて限定公開という形でライブを配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録作成のため本会議映像を録画しておりますので、あらかじめご了承くださいければと思います。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の西村よりご挨拶を申し上げます。

○西村環境管理担当部長 札幌市環境管理担当部長の西村でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の審議会に参加いただき、誠にありがとうございます。

今年度3回目となります本日は、札幌市の一般廃棄物処理施設でございます発寒清掃工場の更新に係る配慮書についてご審議をお願いしたいと存じます。

今回も、当該事業を環境保全上より望ましいものにしていくため、皆様の専門的な見地からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、これをもって挨拶とさせていただきます。

それでは、ご審議のほど、よろしく願います。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 最初に、本日の資料について確認させていただきます。

事前にメールでも送付させていただいたところでございますが、まず、次第、委員一覧、事業者関係出席者名簿、そのほか、参考資料といたしまして、環境影響評価法と札幌市環境影響評価条例における手続の比較（配慮書段階）、資料1の事業者説明資料、配慮書図書の本書、要約書、あらましについては事前に郵送させていただいております。

資料は以上となります。

本日は、15名のうち14名のご出席をいただいております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、奈良委員は所用により本日欠席となっております。

これからの進行は、坪田会長をお願いしたいと存じます。よろしく願います。

2. 議 事

○坪田会長 それでは、進めさせていただきます。

本日は、札幌市環境影響評価条例の対象事業として、札幌市の一般廃棄物焼却施設に当たる発寒清掃工場の更新に関する1件の審議が予定されております。

終了時刻は16時頃を予定しております。暑いですから、なるべく早く終わりたいと思いますので、委員の皆様にはご協力をよろしくお願いします。

4月から5月にかけての第1回、第2回会議において審議した環境影響評価法対象案件である洋上風力発電事業の配慮書と本日の市条例対象案件である清掃工場更新事業の配慮書とでは、審議会における手続が法と条例の立てつけの関係で若干異なっておりますので、事務局から簡単に説明をお願いします。

○事務局（石田環境共生係長） それでは、参考資料、環境影響評価法と札幌市環境影響評価条例における手続の比較（配慮書段階）をご覧ください。

左半分に法、右半分に条例の手続の流れを示しております。

事業者から配慮書の提出を受け、それぞれの中央の丸で囲っております箇所のとおり、札幌市長の諮問に応じて審議会でご審議をいただき、いただいた答申を経て市長意見を形成するのは共通です。

両者で異なるのは審議会に諮問する時期で、法においては北海道知事からの意見照会があった後で、条例においては事業者からの住民意見に対する見解書の提出があった後でということになります。

また、本審議会の答申を経て形成する市町意見の提出先が、法においては北海道知事、条例においては事業者に直接ということになっています。

このほか、住民意見の提出先や事業者による見解書の作成の有無が異なっております。

事務局からの説明は以上となります。

○坪田会長 ありがとうございます。

ご理解をいただけたでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題は、発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書に係る第1回目の審議でございます。

なお、本日、事業内容、配慮書内容の説明員として、事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

では、本事業の条例における手続状況等について、事務局からお願いします。

○事務局（石田環境共生係長） 本事業は、第1回、第2回審議会の法アセス案件とは異なり、札幌市環境影響評価条例における第一種事業に該当する事業です。

事業者及び都市計画決定権者ともに札幌市長となります。

先月、札幌市長宛てに配慮書が送付され、今月3日から8月1日までの1か月間で縦覧及び8月15日まで意見募集が行われているところです。

なお、冒頭に説明しましたとおり、審議会への諮問は事業者からの見解書提出を受けてということになりますので、今回は、諮問に先立つ事前説明及び審議という位置づけとなります。

説明は以上となります。

○坪田会長 ありがとうございます。

なお、本配慮書につきまして、本日を含めて3回の審議を予定していますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○坪田会長 では、事業者である環境局環境事業部から、事業概要と配慮書の内容についてご説明をお願いいたします。

準備ができましたら、よろしくお願ひします。

○事業者(早川施設建設担当課長) 札幌市環境局環境事業部施設建設担当課長の早川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の説明ですけれども、私のほかに、配慮書作成支援を担当しておりますエヌエス環境株式会社の倉井、同じく澤田の3名でご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の説明につきましては、お手元の資料2ページに記載のとおり3項目ございます。

1番目に発寒清掃工場更新事業の概要について、2番目に計画段階環境配慮書の概要と結果について、3番目に今後のスケジュールについての順番で説明していきたいと思っております。

なお、2番目の計画段階環境配慮書の概要につきましては、先ほどご紹介しましたエヌエス環境株式会社よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、発寒清掃工場更新事業の概要についてご説明します。

札幌市内の清掃工場は、発寒、白石、駒岡の3か所がございます。今後も安定的なごみ処理体制と効率的な収集のために、この3清掃工場体制を維持していきたいと考えております。

最も古い駒岡清掃工場につきましては、竣工後38年が経過しておりまして、現在、新しい清掃工場を駒場清掃工場のちょうど南側に建設中でございます。

続いて古い1992年竣工の発寒清掃工場につきましても、31年が経過し、老朽化が進んでいることから、建て替えが必要な状態となっております。

新しい工場の建て替え場所についてですが、現発寒清掃工場の隣にあります収集拠点の西清掃事務所を近隣に移転しまして、さらに、その敷地だけでは狭小であるため、その跡地と現清掃工場の間にあります市道部分を合わせた黄色い部分を建設する区域として予定しております。

また、ちょうど左側の追分通側にあります発寒破碎工場につきましてもそのまま継続して稼働する計画で、新工場ができますと、破碎工場と清掃工場が隣接して稼働することとなります。

次に、事業計画の概要です。

今お話ししました事業区域は、西清掃事務所と市道を合わせた場所で1.1ヘクタール、

処理能力につきましては、1日当たり640トンを予定しております。

次に、環境影響評価の対象事業について確認いたします。

札幌市の条例で、焼却処理能力が1日当たり100トン以上を超える廃棄物処理施設は対象事業となりますので、今回、処理能力が640トンの発寒清掃工場更新事業につきましても対象事業となります。

続きまして、施設の概要です。

新工場と現工場を比較した表になります。

稼働時間の24時間連続稼働は変わりませんが、焼却炉の形式、煙突の高さにつきましては、今後予定しております基本計画で決定していく予定となっております。

また、新工場につきましては、2032年、令和14年の稼働開始を目標としております。

続きまして、施設概要です。

処理能力につきましては、先ほど640トンとお話ししましたが、現工場の発寒清掃工場は1日600トンで、新工場は640トンになります。

これにつきましては、石狩市、当別町の可燃ごみを受け入れる広域処理を行う計画であります。広域処理のごみ量と今後減るだろう減量計画を踏まえて、札幌市分として560トン、石狩市、当別町分として80トンの合計640トンとなります。

事業概要の説明につきましては以上になります。

引き続き、計画段階環境配慮書の内容については、エヌエス環境株式会社の倉井からご説明させていただきます。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 続きまして、計画段階環境配慮書の概要と結果につきまして、エヌエス環境株式会社の担当の倉井よりご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

新工場の更新は、さきのご説明のとおり、現在の敷地内で建て替えという計画になっております。

その中で、図の黄色いところが設置箇所になりますが、複数案として、レイアウトに係る図の2案を検討いたしました。

煙突が南側にある左側の図がA案、煙突を北側に配置するレイアウトがB案の2案で検討いたしました。

今回の配慮書は、これらについて周辺の環境に及ぼす影響を確認していくという作業になります。

本事業における環境影響評価項目についてご説明いたします。

札幌市の技術指針の対象項目の一覧の中から、本計画で考慮、選定した項目を示しております。

配慮書本編では4-2ページ、要約書の5ページに該当します。

今回の配慮書におきましては、計画の初期段階といえますか、詳しくは煮詰まっていな

い段階での評価になりまして、赤枠で示すところの3項目を選定させていただきました。

内容は、施設が完成して通常稼働したときの大気質、騒音・振動、景観の3項目を予測、評価したということでございます。

また、この表の中の黒い四角で示した項目については、建物のレイアウトや炉の種類などが決まっていく方法書段階で検討する項目といたしました。

黒のバーで示す項目については、事業計画や周辺の状況を確認いたしまして、評価の項目から除外したという内容でございます。

空欄は、市の条例で対象外の項目でありまして、本配慮書においても選定しなかった項目でございます。

ここで、本配慮書において評価、予測を行わない項目とその理由につきまして、一つずつ説明してまいります。

まず、このページは工事中の項目で、工事車両の走行も含まれますけれども、大気質の粉じん、騒音・振動、廃棄物等は、工事計画が今は未定の段階なので、現状で予測の条件設定が難しい段階でありまして、方法書以降で検討することにいたします。

また、次の水質に関わる工事排水は市の下水道に接続する予定でございまして、河川等の公共水域には放流しない計画であるので、水質汚濁が発生しませんということで項目から除外しております。

また、植物、動物、生態系については、周辺が工業団地ということもあり、重要な動植物、また、地域を特徴づけるような生態系は存在しないということで、敷地内の建て替え工事による生物に対する影響は発生しないと判断しており、除外しております。

続いて、施設の供用時の評価項目でございます。

悪臭については、極力、施設外に漏えいさせない構造になっておりまして、漏えい対策を行うこと、また、悪臭対策の複数案の差は生じないということから、方法書以降で選定することにいたしました。

低周波音につきましては、そもそも市の条例では対象外の項目でございますけれども、これも重要な項目と考えて方法書以降で実施します。

低周波音は、発生源となる設備が現段階では不明確で、メーカーの値などもなかなかなくて、現状では予測が難しい段階でございます。

また、水質（施設排水）につきましては、先ほどの工事排水と同じで、市の下水道に接続する計画から、項目から除外したということでございます。

地形及び地質につきましては、生態系と同じような考え方でございまして、事業地の外を改変しないという計画、また、周辺の地域に重要な地形、地質が存在しませんので、項目から除外というふうになります。

続きまして、供用時の日照阻害と電波障害ですが、低周波と同様に札幌市の条例の対象外の項目でございますけれども、施設の形状や配置が確定する方法書段階以降で評価を実施することにいたしました。

また、人と自然との触れ合い活動の場については、周辺地域に都市公園や新川の桜並木などの活動の場所がございますけれども、これらの関係する区域を改変する計画ではなく、活動の場を阻害するような計画ではないと判断し、活動の場を項目から除外いたしました。

ただし、これらの場合についても景観への影響は考えられますので、公園などの場所からの景観については別途評価する方針でございます。

また、焼却灰、残渣等の廃棄物、温室効果ガスにつきましても重要な項目でございますが、現状同様の削減対策を継続し、複数案による差が生じないことから、方法書段階以降で評価を実施いたします。

続きまして、評価を実施したそれぞれの項目について細かく説明させていただきます。

まず、大気質の予測に用いた条件でございます。煙突から出る排ガスの予測を行うために幾つかの条件設定が必要でございます。現段階では未確定な条件がいろいろあるのですが、非常に重要な項目と判断しまして、ここに挙げるような設定をしました。

煙突の高さは現在の工場とおおむね同じ100メートル、排ガス量・ガス温度等につきましては、市内の同規模の駒岡清掃工場の計画値を採用し、排ガス濃度、稼働日数は、過小評価とならないように、考え得る最大の条件としました。

気象条件は、最寄りのアメダス山口のデータ、計算方法は、全国で実績が多く、札幌市及び環境省の技術指針で推奨されておりますプルーム・パフ拡散モデルを採用しました。

続きまして、大気質の年間平均濃度の予測結果をお示しします。

その前にお断りすることがございまして、配慮書本編の修正がございます。

二酸化窒素の環境基準のところですが、評価目標について、年間98%値というもので表記しておりますが、この中で、環境基準の0.06ppmと記載すべきところを、一部0.04ppmと記載した誤記がございました。正しくは0.06ppmでございます。修正させていただきます。大変失礼いたしました。

ここでの報告は、全て修正後の0.06ppmで報告させていただきます。

説明に戻させていただきます。

この図は、施設稼働時のダイオキシン類の排ガス影響の濃度分布を示したもので、煙突を図の真ん中に配置し、その排ガスの影響をコンター図という等高線のような線で濃度分布を示したものでございます。

ピンク色で示した4か所は近くの小学校などで、最大濃度地点以外にも重要な場所として予測地点とさせていただいたところがございます。

この結果、地域の風向きの状況から北西風と南東風が多いのですが、施設の図の右下側、南東側に最大濃度地点が出るという予測になりまして、ダイオキシンの場合、これが現況の濃度と合わせて0.01ピコグラムという予測結果になりました。

参考とする環境基準が0.6ピコグラムでございますので、約60分の1、現況に比べて3%程度の上昇が考えられますけれども、十分低い予測結果になるというふうになります。

ダイオキシン以外の項目としては、左下の表に入れました二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、水銀を評価しまして、同様に基準値や指針値と比べて十分低いという結果でございます。

A案、B案につきましては、煙突の位置が変わりますので、この図が少しずれる程度の差がございますが、有意な差はなく、全ていずれの場所でも基準を満足するという結果になります。

大気質で短期評価という項目がございまして、1時間の環境基準値がある項目について、特殊な気象条件においても高くなることはないかどうかというチェックをしてみました。

このグラフは、横軸が煙突から風下方向の距離を示しておりまして、ゼロの地点が煙突の場所ございまして、縦軸は各物質の濃度を示しております。

煙突からの排ガスは風下方向に流れて、どこかでぽこっと濃度が上がる場所があるわけですが、風下濃度が高くなる三つの気象条件としてここでチェックをしました結果、ダウンドラフトと呼ばれる条件が一番高くなるだろうという結果になりました。

ただし、赤で示したグラフの一番上のラインが基準値や目標値ですが、これに対しては十分低くて、いかなる気象条件でもここを超えることはなさそうだなという結果を確認しました。

ちなみに、ダウンドラフトというのは、強い風で煙が後ろに配置する建物で巻き込まれて下にぐっと下がってくるような非常に強風の条件でございます。これは、A案、B案にかかわらず結果は同様になりまして、レイアウト案に関わる有意な差はございませんでした。

次は、大気質の結果の評価の結論です。

新しい焼却施設の稼働に伴いまして、排ガスの影響はA案、B案ともに全ての地点で環境基準等の指標値は満足することが確認できまして、複数案において有意な差は確認されないという状況でございます。

今後の検討内容として、設計していく焼却施設の具体的な炉の仕様に基きまして、具体的には、煙突の高さ、排ガス濃度、ガス量などの設定を実際のものに置き換えて正確な大気計算を行いまして、改めて影響評価を行っていく必要があると考えております。

続いて、施設稼働に係る騒音・振動の予測についてご説明いたします。

この図は、市内の清掃工場の焼却施設を横から見た断面図でございます。

図の左側からごみの運搬車両が入ってきまして、ごみピットに入って、それを經由して真ん中の焼却室で燃やし、右側の煙突から排ガスが出ていく、おおむねこのような構造の焼却炉が多いということになります。

騒音あるいは振動が発生する主なプラントは、茶色の点線で囲いましたほぼ焼却炉の周辺に集中しますが、この部分を仮に基幹プラント部と名前をつけまして、今回は、複数案で、この部分を敷地のどちら側に配置するかということで周辺の状況等の比較を行いまし

た。

本来、騒音・振動の予測というのは、発生源のレベルを設定して数値計算で減衰の度合いを計算していくのですが、現段階では、建物の壁の構造はもちろん、レイアウトも決まっておりませんし、様々な発生源の設定が今はできない状況であることから、距離で近くに存在する人家や事業所等の位置関係を確認して、複数案を検討しました。

この地域で工場の敷地内に想定し得る最大の騒音や振動レベルが発生したことを考慮しますと、障害物がない状態で、騒音は最大200メートル程度までは届くであろう、振動は同様に100メートル程度まで届くであろうと想定しまして、この範囲でチェックをしました。

施設の配置を平面図で見ますと、左側のA案で、青枠で示す基幹プラント部が南側に寄っております。逆に、B案では北側に寄ったような配置となります。

このA案、B案の配置案について、周辺の保全対象の住居や事業所等がどの程度の距離に存在するかを比較しますと、特に騒音・振動が届きやすい100メートルのところを見ていただきますと、福祉施設ではA案に1か所あり、事務所や店舗はA案のほうが若干多いということで、配置案からすると、A案のほうがより近隣に注意しなければいけないようなレイアウトになりそうだということです。

学校、病院等の保全対象は500メートル以内には存在しておりませんので、音や振動は到達しないのではないかと判断しております。

次に、騒音・振動の状況の確認から、今後の検討内容をまとめます。

施設の稼働時に発生する騒音・振動につきましては、当然ながら、施設の管理基準値内に収める計画を進めまして、近隣の周辺環境を保全するというを進めてまいります。

また、具体的な設計によりまして設備の仕様や配置計画が決まりますので、それに基づき、防音対策や保全措置も反映した詳細な数値計算を行いまして、近くの状況をよく確認して影響を評価する予定にしております。

次に、景観の評価でございます。

この発寒清掃工場の周辺には代表的な眺望点や観光地は比較的少なく、今回は、日常的な景観を中心に、近景、中景、遠景について、合計20地点程度の場所を踏査しまして、この中から予測、評価には7地点を選定しました。

この図では、半径3キロ、あるいはその程度の中にある5地点を青で示しております。

発寒いこい公園や新川西会館など、市民の誰もが訪れることができ、今の清掃工場からよく見える場所を選定しました。

この図は、清掃工場から3キロ以上離れた場所で景観の評価が可能な地点を踏査したもので、結果的に青で示しているJRタワーと前田森林公園を予測・評価地点としました。

いろいろなところを見て、意外にも手稲山からの景観は手前の山に隠れて見えなかったり、市役所やテレビ塔からはビルが非常に多くてほとんど見えない状況で、こういった地点は評価地点にしませんでした。

次に、景観の評価結果でございます。

まず、近景の代表地点として、発寒いこい公園の野球場からの景観です。

現在の工場の北側500メートル程度にありまして、煙突と建物がよく見える場所でございます。

北側から撮った写真になりますので、右側が西方向で奥に手稲山が見えるという位置関係です。

新しい工場のデザインはまだ決まっておりませんので、煙突の配置と建物の形状を確認するようなモンタージュを示しております。

上の写真が煙突南側配置のA案、下が北側配置のB案です。いずれも現在の工場の西側に行くときに移動するような位置関係になりまして、眺望の変化は比較的大きいというか、小さくはないという場所でございます。ただし、現在の工場がこのようにはっきりと見えて、現在の景観として認識されている状況もありますので、新しい工場については、景観を改善するために周辺と調和するデザインを採用する必要があると判断しております。

次に、中継の代表地点として、新川西会館（桜並木）からの景観でございます。

この場所は、新川の天狗橋の北側に位置しておりまして、事業地から約1キロ北の地点です。

これも南西方向を見る写真で、写真の右側が西になります。

背景に手稲山と稜線がよく見えて、現在の工場はその手前に大きく見えるという位置関係です。

上のA案では、工場全体が少しだけ西方向に移動するという予測になりまして、景観の変化は比較的小さいかなという感じがいたします。

下のB案を見ますと、煙突がさらに西側に移動する形で、煙突が稜線から少し出るという状況は今と変わらないのですが、手稲山全体を見ると、今よりも手稲山の景色が見えやすくなるということで、全体的な景観を少し改善するであろうという予測ができます。

最後に、遠景の代表地点で、約7キロ離れたJRタワーからの景観です。

方角は、北西方向の石狩湾を望む形で、手前に工場が見えるという位置関係です。

A案は、煙突が現在の工場から僅かに写真の左側、小樽方向ですが、そちらに移動しますけれども、移動後もJRタワーからは全体が見えますので、眺望に大きな変化はなさそうな予測となっております。

B案は、現在の工場の奥側にそのままシフトするような位置関係で、煙突と建物が左右には移動しないことになって、これも眺望に変化がございません。

この写真はかなり拡大しておりますけれども、いずれも全体の景観に与える影響は非常に少ないというか、ほとんど生じないだろうと考えております。

次に、景観に係る評価の結論です。

施設配置は、A案、B案のいずれにおいても、日常的な景観や眺望点の影響は、近景で

は大きな場所もありますが、全体的には大きく変化させないだろうと予測しております。

また、現在の工場よりも周辺の景観に調和したデザインを採用するなどによりまして、影響をさらに低減できるであろうということを予測、評価いたします。

今後の検討内容は、建築計画の中で具体化する建屋の形状、外観、塗色などを反映した実際の施設の予測、評価を行いまして、圧迫感や目立ちやすさを検証して、より市民の皆様を受け入れられる施設の計画に反映していく予定でございます。

以上です。

○事業者（早川施設建設担当課長） それでは、3番の今後のスケジュールについてです。

今後のスケジュールと現在実施中の図書縦覧、説明会、意見募集についてもご報告させていただきます。

今年度は、環境アセスメントの手続として市民や専門家のご意見をいただき、次のステップであります方法書段階に進んでまいります。

方法書は、現地調査、予測、評価などを行う方法をまとめるもので、来年度に、方法書の内容に従いまして現況調査及び調査のデータ、予測、評価の結果を記載した準備書の作成を行います。

2025年度以降につきましては、準備書の公告、縦覧や公聴会、審議会を経て最終的な評価書を完成していく予定でございます。

関連事業としましては、基本計画や基本設計、それから、実施設計等を進めまして、具体的な新工場の整備方針をまとめていきたいと考えております。

その後、2027年、令和9年以降に建設工事に着手するという流れで、今、計画を進めております。

なお、今後の環境影響評価の手続の中で事後調査項目が発生した場合については、工事中や施設の供用開始後に調査を行う可能性もございます。

続きまして、縦覧、説明会、意見書募集の状況についてです。

本日も説明しました計画段階環境配慮書につきましては、7月3日より8月1日まで縦覧を行っています。委員の皆様にご配付いたしました本書、要約書と同様の内容をご確認いただくことができます。

縦覧場所は、ここに示す4か所で行っており、市のホームページでも公表しております。

配慮書説明会につきましては、7月21日、発寒清掃工場で開催いたしました。参加者は7名で、特にご意見やご要望はございませんでした。

また、配慮書に対する意見を募集しており、8月15日まで市民の皆様からの意見書提出を受付しております。

以上をもちまして、発寒清掃工場更新事業に係る計画段階環境配慮書の説明は終了となります。

○坪田会長 ご説明をどうもありがとうございました。

それでは、事業の概要や環境事項、環境項目について質問があれば受けたいと思います。

○秋山委員 ご説明ありがとうございました。

今回の配慮書での大気質に関する評価ということで、評価内容自体は妥当なものかと思うのですが、この後、細かいことが方法書でいろいろ決まっていくと思うのですが、2点ほど確認したいところがあります。

工事が終わった後、既設の炉と新しい炉の稼働の重複があるのか、ないのかということです。重複した運転があるのであれば、重複した形での評価を行っていただきたいということが1点です。

また、評価書の4-3に選定項目の表が載っているのですが、方法書以降で検討する内容として、大気質では粉じん等であるとか廃棄物の搬出入というのがあるのですが、工事実施の中で、近隣にも住宅等があるという点から踏まえると、窒素酸化物等も評価の対象に加えてはどうかと考えているところです。

その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○事業者（早川施設建設担当課長） まず、1点目の新しい工場と古い工場と一緒に稼働するかどうかにつきましては、新工場ができましたら、古い工場につきましては稼働を止める予定でございます。並行して運転することは考えておりません。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 2点目についてお答えさせていただきます。

工事中の二酸化窒素等について、主に建設機械等から発生するものと考えますけれども、条例等では項目になっていないのですが、おっしゃられるとおりに必要な項目ということであれば、予測、評価、調査を含めて実施することは十分可能でございますので、結果次第で実施させていただきたいと思っております。

○秋山委員 稼働の機械と車両の台数等にも影響すると思ひまして、そういった評価をしていただければという観点でご意見させていただきました。

ありがとうございました。

○坪田会長 それでは、必要に応じて測定していただくということでお願いいたします。

ほかにございますか。

私から、2点ほど教えてもらいたいと思ひます。

一つは、今、ごみの量が減っているという話があったと思ひます。札幌市は600トンから560トンということで40トンぐらい減るのでしょうか、それは何が一番効いているのかということです。

もう一つは、今回新しく建てる清掃工場を今ある破砕工場の隣に建てるということですが、それが隣同士になることで何かいいことはあるのか、あるいは、逆に不便な点が出てくるのか、その辺がもしありましたら教えてください。

○事業者（早川施設建設担当課長） まず、2番目の質問の破砕工場の利点というのは、あまりないといひますか、そんなにあるわけではないです。破砕したごみも、駒岡清掃工場であれば破砕したごみをコンベアーで運ぶような連携がされているのですが、今回はそういうこともできませんので、破砕した残渣はトラックに積んで清掃工場に持って

いきますから、それにつきましては、多少近くなってもそんなに変わらないと考えております。

ごみの減量につきましては、札幌市は、新スリムシティさっぽろでごみの減量に努めております。令和9年で10年目ですけれども、その目標を考慮して処理能力を設定しております。例えば、石膏ボードも前は受入れしていたのですが、今はリサイクルをするようになりました。また、新発寒清掃工場は狭い敷地での建設となりますので、全国的に、生ごみを一緒に集めてバイオ発電に回していく技術もありますが、新発寒では難しいので、そういうことも含めて、ごみ処理につきましては、人口減少も含めて、そういうことを考慮して設定しております。今年で新スリムシティさっぽろ計画の中間期の5年目ですが、思ったよりも減ってはいないです。ただ、減る方向で進んでいますので、その目標に向けてごみの減量に努めている状態です。

答えになっていないかもしれませんが、圧倒的に何かがということはお答えできません。

○坪田会長 今日の話とは全然違うのかもしれませんが、ごみが減る分には非常にいい話だと思います。特に、プラスチックごみをもっと減るといいなと常々思っていて、そういう方向に向かえばいいなと思いました。

ほかにご質問はありますか。

○渡部副会長 環境影響評価に直接関係しない質問ですけれども、今回、古い焼却施設を新しい施設に置き換える更新ということですが、新しい炉になることによって、焼却炉自体の性能はよくなるのかということが計画の中で分かれば、周辺の環境への影響ともリンクしたこととして理解が深まるのではないかと考えています。焼却炉の性能がどう変わるかということをご教えていただけますか。

○事業者（早川施設建設担当課長） 焼却炉は、今、全国的な流れで高温、高圧の焼却炉となっております。発電量で言いますと、今、発寒清掃工場は1日で600トンを燃やして、ごみの熱量を有効利用して定格で約5,000キロワットを発電しております。

現在、高温、高圧ボイラーを採用して建設中の駒岡清掃工場では、同じ600トンですけれども、定格で1万6800キロワットの発電を予定しております。電力をCO₂に換算すると、CO₂もかなり削減されると考えております。今、全国的な流れもそうなのですが、発電に特化して、できるだけごみの熱を有効利用しようと考えております。

また、駒岡清掃工場では、真駒内に地域暖房がありますので、そちらに熱を送っていますが、発寒の場合は、現在はそういう施設がないことから、余熱利用についても基本計画で検討していきたいと考えております。

なかなか難しい面はあるのですが、何もなければ発電に特化させていくのかなと考えています。

○渡部副会長 基本的な考え方、あるいは現状の全国の新しい焼却炉の状況というのも説明の中に入っていましたので、分かりました。ありがとうございました。

○坪田会長 ほかにございますか。

○北岡委員 現在の工場の処理能力が1日600トン、新しい工場は、広域処理ということで40トン増えるということですが、処理能力が上がることで環境に与える影響が今よりも大きくなるとか、建屋の規模が今より大きくなるといったことは生じないのでしょうか。

○事業者（早川施設建設担当課長） 600トンから640トンになることによって、その分、建物が大きくなるかという、我々の想定では600トンと同じぐらいの大きさではないかと想定しております。

今回、かなり狭い土地の中で建設しなければならないのですが、今の発寒清掃工場も平成4年で31年前に建てたプラントですから、技術の進歩も含めて、狭い中で、640トンになっても建物自体は大きくしないで建てられるのではないかと考えております。

基本計画の中で実際の配置、レイアウトを含めて検討していかねばならないのですが、一応、そのように考えてあの場所に決めております。640トン程度ですと40トンなのですが、何とかするのはないかと考えております。

○北岡委員 ありがとうございます。

○坪田会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○坪田会長 ないようですので、事務局のほうで本日の審議内容を整理して、次回に向けた資料等の準備をお願いします。

今回は、正式な諮問を市から受けた上で審議を継続していきたいと思っております。

本日、環境局環境事業部の方々には、ご出席を誠にありがとうございました。

○事業者（環境局環境事業部） ありがとうございます。

○事業者（エヌエス環境株式会社） ありがとうございます。

○坪田会長 以上で、発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書の第1回目の審議を終了いたします。

本日の審議はここまでとさせていただきます、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 坪田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、熱心なご審議をどうもありがとうございました。

今後は、本事業の諮問審議を予定しております。会議開催の日程調整等につきましては、後日行わせていただきたいと思いますので、引き続きご協力のほどをよろしく願いいたします。

では、本日の審議会はこれにて閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以 上